

PFASの基準の見直しと環境対策等を求める意見書

近年、沖縄県内の河川や地下水、土壌からPFOS等が高い濃度で検出されている。沖縄県企業局が2018年に実施した嘉手納基地周辺の水質調査においては、県民の飲料水となる嘉手納町の比謝川取水ポンプ場周辺の湧水など6か所から高濃度の有機フッ素化合物（PFOS、PFOA、PFHxS等）が検出された。嘉手納基地では2018年5月から2021年1月の間にPFASを含む消火剤に関する事故が8件発生し、2021年8月には普天間飛行場からPFOSを含む汚水6万4千リットルが下水道に放出され、うるま市昆布の米陸軍貯油施設では2021年6月に貯水槽から汚水（7万5千ng/L）が濾出するなど事故が後を絶たない。

この間、沖縄県を含む各自治体等で立ち入り調査と原因究明、PFOS等の廃棄について意見書等が議決されている。また、米国環境保護庁（EPA）の生涯健康勧告値70ng/Lを参考に2020年2月に飲料水に係る日本の暫定目標値として50ng/L以下と設定されたが今回飲料水に係るPFAS等の基準を米国環境保護庁（EPA）はPFOSが0.02ng/L、PFOAを0.004ng/L以下と大幅に引き下げた。PFASを巡ってはこれまで免疫への影響や発育不全、発がん性が指摘されていたが、より低いレベルの摂取でも健康被害が起こる可能性が示されたための対応である。

県民約45万人に供給される北谷浄水場からは2015年に最大で120ng/L、昨年度は最大35ng/L、今年4月には平均4ng/Lとなっているが、今回の新たな勧告値の166倍もの値となり早急な対応が望まれる。また、本町においても砂辺区の井戸で基準値の50ng/L以上の数値が検出されており、土壌・水質汚染が健康に及ぼす影響は計り知れない。現在、使用禁止の張り紙のみの対応となっており、この状況を早期に解決する必要がある。当事者意識を持ち、出来る努力をする必要がある。

よって、本町議会は、町民の生命、安全を守る立場から関係機関に対し、下記事項について強く要請する。

記

- 1 米国内の基準が厳格化されたことを踏まえ、日本においても暫定目標値を0に近づけること。
- 2 北谷浄水場の取水源を北部水源に直ちに切り替えること。
- 3 影響を受けている可能性のある地域住民の血中濃度検査等の健康調査及び疫学調査を直ちに実施すること。
- 4 有機フッ素化合物（PFOS、PFOA、PFHxS等）による水質汚染に関し、環境補足協定第4条に基づき、速やかに沖縄県及び当該関係自治体による嘉手納基地内への立入調査を認めさせ、調査結果を早期に公表すること。
- 5 日米地位協定の改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 環境大臣 厚生労働大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県